

使用料・手数料の  
適正運用に関する基本方針

令和元年9月  
(令和2年4月改定)

---

本 庄 市

## 目 次

はじめに	1
1. 使用料・手数料適正運用のための基本方針	2
2. 料金原価に含める項目	3
3. 使用料について	4
(1) 使用料の算定方法	
(2) 使用料原価の算定方法	
(3) 受益者負担割合の考え方	
(4) 使用料の減額及び免除について	
4. 手数料について	7
(1) 手数料の算定方法	
(2) 手数料原価の算定方法	
(3) 手数料の減額及び免除について	
5. その他	8
6. 今後について	8

## はじめに

本市では、市の施設や諸証明の発行など行政サービスを利用した場合には、受益者負担の原則により、費用の一部を使用料・手数料として市民の皆様にご負担いただいています。現行の使用料・手数料については、合併時から据え置かれたものが多くあるため、使用料・手数料の算定における明確な根拠について、適正であるか検証を行いました。その結果、社会経済状況の変化や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人との均衡などを考慮し、適正に見直していく必要性が確認されました。

施設の維持管理や諸証明等の発行には、人件費や電気料金等の維持管理費、事務経費が必要となります。本来、施設の維持管理や諸証明等の発行に伴う事務経費は、特定の方が利益を受けるサービスであるため、適正な負担をサービス利用者（受益者）に求めることが必要です。

現行の使用料・手数料は、算出根拠等において、統一された基本的な考えに基づくものではなく、施設やサービスの種類ごとに設定されてきている例が多く見受けられます。そこで、使用料・手数料の算定の基礎となるコストを把握し、適正化を図ることにより、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保することを目的とし、市として統一した基本方針を策定します。

### ● 使用料の定義

#### 《地方自治法第225条》

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

### ● 手数料の定義

#### 《地方自治法第227条》

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

## 1. 使用料・手数料適正運用のための基本方針

### (1) 受益者負担の原則

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」から、利用する人の応分の負担により、両者間における「負担の公平性」を確保します。今後も公平性を確保していく上で、受益にふさわしい適正な負担を求めていきます。

### (2) 算定方法の明確化

サービスを利用する市民の皆様に応分の負担を求めていくために、使用料・手数料の算定方法を明確化するとともに、公費で負担する経費の範囲と受益者負担として使用料・手数料の算定経費の範囲をわかりやすく示し、透明性を確保していきます。

### (3) コスト削減への取組み

施設の維持管理等や諸証明等の発行に要するコストは、使用料・手数料算定の原価とすることから、効果的かつ効率的な管理運営を行い、維持管理コストの削減に努め、市民の皆様が利用しやすい使用料・手数料の設定に取り組んでいきます。

### (4) 定期的な見直し

社会経済状況や人口の推移など、市を取り巻く環境は、変化していくことが予測されます。そのため、使用料・手数料の定期的な見直しを行います。

### (5) 市民負担の急激な上昇を防ぐための方策

使用料・手数料について、見直しによる適正運用を図る上で、現行の料金を大幅に上回る改定となる場合、利用者の急激な負担増を避けるため、使用料・手数料が段階的に上昇するよう原則として現行の1.5倍を改定上限とし、定期的な見直しに併せて段階的な改定を検討します。

### (6) 税制改正への対応

消費税率の引上げ等により、使用料・手数料算定の原価に影響が生じる場合、これを適正に反映していきます。

## 2. 料金原価に含める項目

使用料や手数料の料金原価の算定に当たっては、運営や事務処理に要した「人件費」、物品の購入や施設の維持管理などに要する「物件費」、また、使用料において毎年度費用として計上する必要のある「減価償却費」を含めて算定します。

なお、料金原価に含める経費については、直近3年間の決算額の平均とします。

<b>人件費</b>	<p><u>サービスの提供や施設を維持管理するための業務に従事する職員に要する費用</u></p> <p><u>人件費</u>（職員一人当たりの平均人件費 × 人工）</p> <p>※職員一人当たりの平均人件費は、毎年4月頃に企画課が掲示板へ掲載 ※人工は、1年間の労働日数を240日（平均労働日数）、実労働時間を1,860時間（111,600分）とし、当該事務に従事した日数又は時間を元に算出</p>
<b>物件費</b>	<p><u>サービス提供や施設を維持管理するため、物品の購入や施設の修理等に要する費用</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 需用費……消耗品費、印刷製本費、光熱水費等</li><li>② 役務費……通信運搬費（電話料、郵便料等）、保険料等</li><li>③ 委託料……保守点検業務委託料、指定管理業務委託料等</li><li>④ 使用料及び賃借料……各機器のリース料等</li><li>⑤ その他……その他受益者（利用者）が負担すべきと考えられる施設の維持管理や運営に係る経費</li></ol>
<b>減価償却費</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・減価償却の方法は定額法とする。（取得価格 ÷ 耐用年数）</li><li>・耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。</li><li>・公会計上の減価償却費と整合性を図る。</li><li>・土地については、建物と違い減価償却しない資産のため、費用に算入しない。ただし、借地代については他の使用料及び賃借料と同じと捉え、費用に算入する。</li></ul>

※ 減価償却費の算入については、平成23年度の「若泉多目的グラウンド使用料」について検討した際に議論を重ねた結果、含めることとしました。

### 3. 使用料について

#### (1) 使用料の算定方法

使用料は、原則として次の算定式により算定します。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価} \times \text{受益者負担割合}$$

○使用料原価……

施設の維持管理等に要する「人件費」と、「物件費」「減価償却費」を使用料算定のための原価とする。

○受益者負担割合……

対象とする施設の「日常生活上の必要性」、「民間による提供の可能性」などのサービスの性質（公共性の強弱）により、受益者と公費の負担割合を決定する。

#### (2) 使用料原価の算定方法

##### ①貸切で利用する施設の場合（一定区画利用の場合）

会議室等の1㎡1時間当たりの原価コストを算出した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算定します。

##### 1室（区画）当たりの場合

1㎡1時間当たりの原価

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{施設全体の原価（人件費+物件費+減価償却費）} \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間}}{\text{貸出面積} \times \text{貸出時間}}$$

※使用料原価に受益者負担割合を乗じたものが使用料となります。

##### ②多くの個人が同時に利用する施設の場合（個人利用の場合）

一定の区画を不特定多数の個人が同時に利用する施設については、利用者1人1時間（または1回）当たりの原価を算定します。

##### 1人当たりの場合

1人当たりの原価

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{施設全体の原価（人件費+物件費+減価償却費）}}{\text{年間施設利用者（受益者）数}}$$

※使用料原価に受益者負担割合を乗じたものが使用料となります。

### (3) 受益者負担割合の考え方

市が提供する公共施設は、会議室やホール等の貸室から公園施設（市民球場やテニスコート等）まで多岐にわたる中で、全ての施設が一律の受益者負担では、使用料の設定は困難であり、負担の公平性が確保されているとはいえません。


そのため、対象とする施設のサービスの性質（公共性の強弱）により、受益者負担割合を決定します。

#### サービスの性質（公共性の強弱）

サービスの性質を【必需性】日常生活上の必要性(表①)と、【市場性】民間による提供の可能性(表②)の2つの視点で判別する。


表①【必需性】 日常生活上の必要性（必需的か選択的か）による区分

区分	必需 的（ほとんどの市民対象）	選 択 的（特定市民対象）
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が日常生活を営む上で欠くことのできない施設</li> <li>世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設</li> <li>社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設</li> <li>安心安全な社会を形成するために必要となる知識や教養を普及啓発するための施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設</li> <li>主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設</li> </ul>
必需性の強弱	強	弱



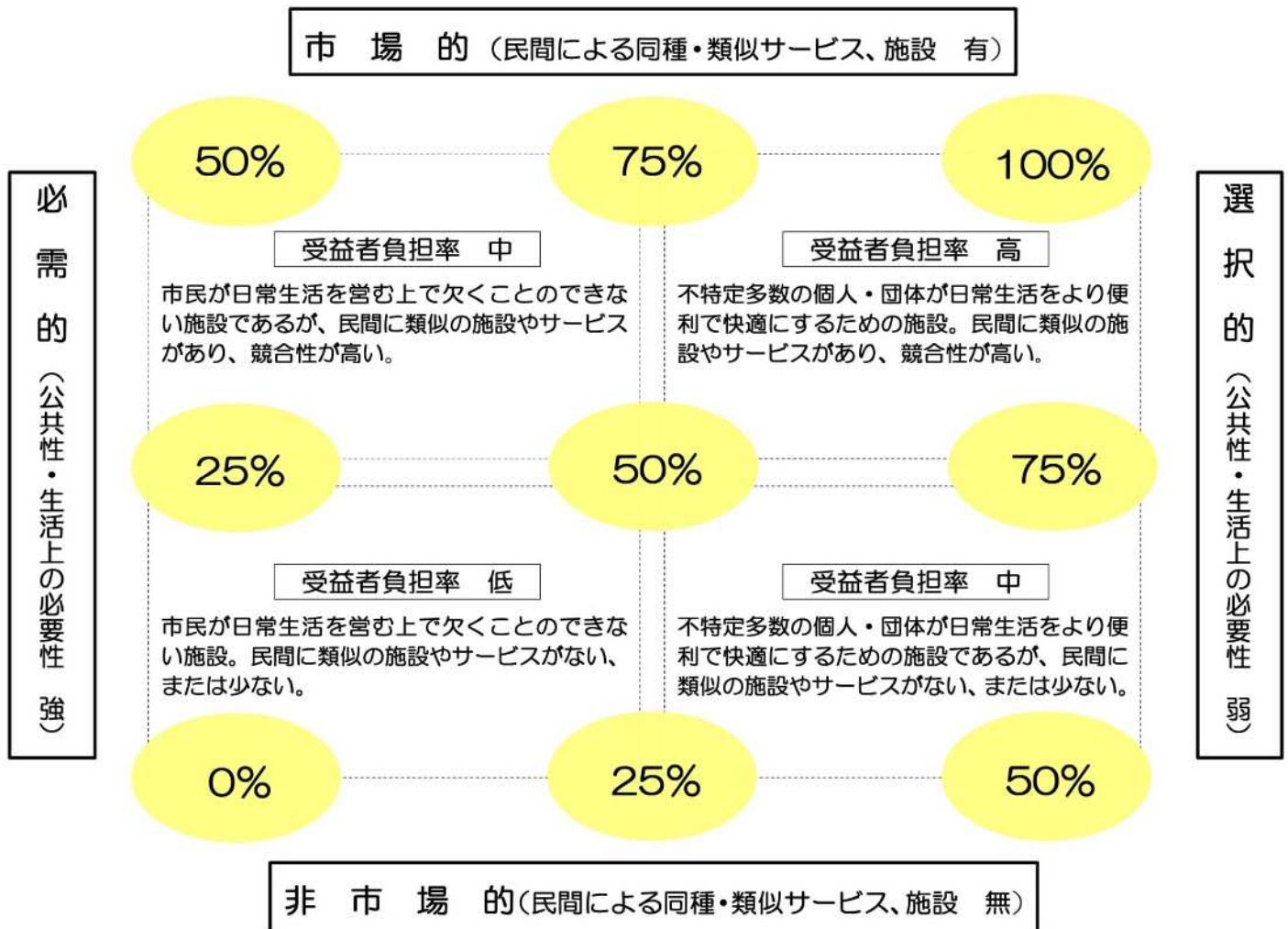
表②【市場性】 民間による提供の可能性（市場的か非市場的か）による区分

区分	市 場 的（民間提供）	非 市 場 的（行政提供）
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間に同種、類似するサービスが提供されており、容易に利用できる施設</li> <li>行政と民間が競合し、使用料や供給量に問題がない施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間により同種または類似サービスの提供がない施設</li> <li>民間によるサービスの提供が困難な施設</li> </ul>
市場性の強弱	強	弱



### 受益者負担割合の設定について

表①・表②を基に、サービスの性質（公共性の強弱）である「必需性」（日常生活上の必要性）、「市場性」（民間による提供の可能性）を各々3分割し、9分類としたうえで、受益者の負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分する。



### (4) 使用料の減額及び免除について

受益者負担の原則を徹底するため、減額及び免除は特例的な措置であることを明確にし、その範囲は本来の目的・必要性に即しできるだけ限定するものとします。

また、公平性を確保するため、できるだけ多くの施設で共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。ただし、基準の統一が困難な施設については「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分考慮し、施設ごとに減額及び免除の取り扱いを定めます。



## 4. 手数料について

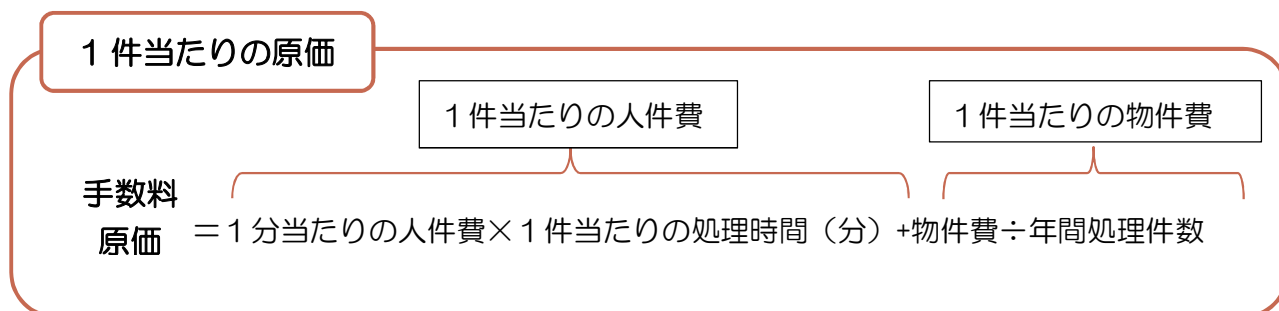
### (1) 手数料の算定方法

手数料は、特定の方の利益のために発生した事務に係る経費であることから、費用については原則受益者の100%負担とします。

$$\text{手数料} = \text{手数料原価}$$

### (2) 手数料原価の算定方法

手数料原価は、1分当たりの人件費に1件当たりの処理時間(分)を乗じたものと、物件費を年間処理件数で除したものを合計して算出します。



※手数料は、人件費・物件費を賄うため、受益者負担100%を原則としていますが、同様のサービスの対価としての手数料が、自治体間で著しい差が生じないように、地域性、経済動向などを考慮し、設定料金を調整する場合があります。

### (3) 手数料の減額及び免除について

手数料については「本庄市手数料条例第6条」により、以下のとおり減額又は免除についての統一が図られています。

- ①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者が申請する場合
- ②官公庁が申請する場合
- ③前2号に掲げるもののほか、特別の事由がある場合
- ④法律の規定に基づき、条例で定めるところにより、戸籍に関し無料で証明を行うことができる旨の規定がある場合

## 5. その他

### 基本方針の適用除外

国の法令や基準、県の条例等で料金や算定方法が定められているものや、個々に審議会等を設けて検討しているもの、行政財産の使用料などについては、基本方針による見直し対象から除外します。

具体的には、道路・河川占用料、公営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、介護保険料、その他法令等によるものが該当します。

### 近隣市との均衡

見直しにおいて、近隣市の金額を把握比較し、近隣市と大幅な乖離が確認された場合、突出しないよう配慮し、必要な措置を講ずるものとします。

### 公共施設の相互利用（使用料）

本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町では、平成 18 年 1 月から公共施設の相互利用を開始しました。これにより、5 つの市と町の住民がお互いの施設（福祉施設・スポーツ施設・文化施設など）を相互に利用でき、使用料もそれぞれの住民と同額で利用できるようになっていきます。

### 市民への周知について

使用料・手数料の改定時には、対象となる施設と料金体系について、広報紙、本市ホームページ及び窓口でのチラシ配布等において周知を図ります。

また、十分な周知期間を設けるとともに、料金改定に当たっては、市民の理解と協力が何より必要であることから説明責任の一層の向上に努め、円滑に新料金体系に移行できるよう配慮します。

## 6. 今後について

この方針は、今後新たに使用料・手数料を徴収しようとする場合や料金を改定する場合に原則適用します。

なお、公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や、利用者数の推移などの施設の運営状況、物価の変動、税制改正などの動向により変わっていきます。よって、使用料・手数料については「受益者負担の原則」に基づき、公平性に配慮しながら適正な見直しを検討していきます。

《使用料・手数料の適正運用に関する基本方針》

策 定 令和元年9月

改 定 令和2年4月

本庄市企画財政部企画課  
〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3  
TEL 0495-25-1111